

令和 2 年

奈良市議会 9 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 42 号	令和元年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率 の報告について……………	1
〃 第 43 号	令和元年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比 率の報告について……………	2
〃 第 44 号	令和元年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定につい て……………	(別冊)
〃 第 45 号	令和元年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 46 号	令和元年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	(別冊)
〃 第 47 号	令和元年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 48 号	令和元年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 49 号	令和元年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 50 号	令和元年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	(別冊)
〃 第 51 号	令和元年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 52 号	令和元年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	(別冊)
〃 第 53 号	令和元年度奈良市病院事業会計決算の認定について………	(別冊)
〃 第 54 号	令和元年度奈良市水道事業会計決算の認定について………	(別冊)
〃 第 55 号	令和元年度奈良市下水道事業会計決算の認定について………	(別冊)
〃 第 56 号	奈良市第 4 次総合計画の基本計画に係る実施状況（平 成 28 年度～令和元年度）及び実施計画（令和 2 年度） の報告について……………	3

奈良市報告第 57 号	市長専決処分の報告について……………	4
〃 第 58 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 59 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 60 号	市長専決処分の報告について……………	17
〃 第 61 号	市長専決処分の報告について……………	19
〃 第 62 号	市長専決処分の報告について……………	21
〃 第 63 号	市長専決処分の報告について……………	23
奈良市議案第 94 号	令和 2 年度奈良市一般会計補正予算（第 5 号）……………	25
〃 第 95 号	令和 2 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	29
〃 第 96 号	令和 2 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	31
〃 第 97 号	令和 2 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）……………	96
〃 第 98 号	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について……………	104
〃 第 99 号	奈良市債権管理条例等の一部改正について……………	106
〃 第 100 号	奈良市税条例等の一部改正について……………	108
〃 第 101 号	奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につい て……………	119
〃 第 102 号	奈良市立保育所設置条例の一部改正について……………	120
〃 第 103 号	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について……………	121
〃 第 104 号	奈良市老人軽作業場条例の一部改正について……………	123
〃 第 105 号	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） J R 奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例 及び大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事 業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条 例の一部改正について……………	124
〃 第 106 号	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につい て……………	126

奈良市議案第 1 0 7 号	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について……………	128
〃 第 1 0 8 号	令和元年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	129
〃 第 1 0 9 号	奈良市基本構想の目標年度並びに奈良市第 4 次総合計画後期基本計画の目標年度及び計画期間の変更について……………	130
〃 第 1 1 0 号	工事請負契約の締結について……………	131
〃 第 1 1 1 号	工事請負契約の締結について……………	135
〃 第 1 1 2 号	工事請負契約の締結について……………	139
〃 第 1 1 3 号	工事請負契約の締結について……………	154
奈良市諮問第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	158
〃 第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	160
〃 第 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	162

令和元年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

比 率 名	令和元年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	11.2	25.0
将来負担比率	137.3	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

令和元年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

（単位：％）

会計の名称		令和元年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用	水道事業会計	—	20.0
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	

備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載している。

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～令和元年度）及び実施計画（令和2年度）の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～令和元年度）及び実施計画（令和2年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条第1項及び第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市第4次総合計画【後期基本計画】実施状況（平成28年度～令和元年度）及び実施計画（令和2年度）（別冊）

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和2年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年8月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 令和2年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和２年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第１号）

令和２年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８０，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５，５８０，０００千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 県 支 出 金		千円 25,972,384	千円 80,000	千円 26,052,384
	1. 県 補 助 金	25,972,384	80,000	26,052,384
歳 入 合 計		35,500,000	80,000	35,580,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 諸 支 出 金		千円 36,590	千円 80,000	千円 116,590
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	31,790	80,000	111,790
歳 出 合 計		35,500,000	80,000	35,580,000

1. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
4	県支出金	25,972,384	80,000	26,052,384
	歳 入 合 計	35,500,000	80,000	35,580,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 諸支出金	36,590	80,000	116,590	80,000			—
歳 出 合 計	35,500,000	80,000	35,580,000	80,000			—

2. 歳入

第4款 県支出金

第1項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 保険給付費等交付金	25,972,384	80,000	26,052,384	2 保険給付費等 特別交付金	80,000	保険調整交付金分特別交付金	
計	25,972,384	80,000	26,052,384				

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者 保険料還付金	30,000	80,000	110,000	特定財源 (内訳) 県支出金 80,000	22 償還金利子及 び割引料	80,000	一般被保険者保険料還付支払経費
計	31,790	80,000	111,790	特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

特 別 会 計 性 質 別 経 費 総 括 表

(単位:千円)

会 計 性質区分	国 民 健 康 保 険
補 助 費 等	80,000
計	80,000

そ の 他 経 費 の 内 訳 表

附表 2

(単位:千円)

節 会計及び款	償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	計
国 民 健 康 保 険	80,000	80,000

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年8月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年6月13日午後11時頃、奈良市朱雀一丁目地内において発生した、冠水した市道を通過した際の水圧により、走行していた相手方の普通自動車のアンダーカバーが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 4, 147円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年8月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年6月27日午前7時30分頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 17,904円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年8月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年5月13日午前7時55分頃、奈良市学園大和町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触し、損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 172,354円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年8月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年7月17日午後2時35分頃、奈良市学園朝日元町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方のトラックに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 92,246円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年8月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年11月8日午前5時40分頃、奈良市奈良阪町地内において発生した、市道にせり出した樹木の枝により、走行していた相手方のトラックの積荷が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 563,732円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年8月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年7月17日午後9時40分頃、奈良市中山町西一丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の自転車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 990円

令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第5号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,885,009千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,826,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地 方 交 付 税		千円 14,700,000	千円 74,092	千円 14,774,092
	1. 地 方 交 付 税	14,700,000	74,092	14,774,092
16. 国 庫 支 出 金		65,771,991	1,763,162	67,535,153
	1. 国 庫 負 担 金	19,309,368	98,601	19,407,969
	2. 国 庫 補 助 金	38,352,200	245,769	38,597,969
	4. 国 庫 交 付 金	7,986,876	1,418,792	9,405,668
17. 県 支 出 金		9,604,080	141,860	9,745,940
	2. 県 補 助 金	2,133,333	42,838	2,176,171
	4. 県 交 付 金	1,545,518	99,022	1,644,540
18. 財 産 収 入		481,770	407,212	888,982
	2. 財 産 売 払 収 入	182,429	407,212	589,641
19. 寄 附 金		312,200	8,000	320,200
	1. 寄 附 金	312,200	8,000	320,200
21. 繰 越 金		185,112	551,583	736,695
	1. 繰 越 金	185,112	551,583	736,695
23. 市 債		21,352,400	939,100	22,291,500
	1. 市 債	21,352,400	939,100	22,291,500
歳 入 合 計		184,941,150	3,885,009	188,826,159

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 16,813,758	千円 926,849	千円 17,740,607
	1. 総 務 管 理 費	12,767,755	704,895	13,472,650
	2. 企 画 費	1,831,380	48,249	1,879,629
	3. 徴 税 費	1,205,927	33,000	1,238,927
	4. 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳	662,818	98,905	761,723
	5. 選 挙 費	71,622	41,800	113,422

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		99,486,544 ^{千円}	1,392,342 ^{千円}	100,878,886 ^{千円}
	1. 社 会 福 祉 費	63,687,890	530,754	64,218,644
	2. 児 童 福 祉 費	22,571,383	778,404	23,349,787
	3. 生 活 保 護 費	13,028,793	83,184	13,111,977
4. 衛 生 費		15,435,792	259,520	15,695,312
	1. 保 健 衛 生 費	7,661,017	173,440	7,834,457
	2. 保 健 所 費	1,341,521	82,631	1,424,152
	3. 清 掃 費	5,894,079	3,449	5,897,528
5. 労 働 費		129,126	60,000	189,126
	1. 労 働 諸 費	129,126	60,000	189,126
6. 農 林 水 産 業 費		677,087	546	677,633
	1. 農 林 費	677,087	546	677,633
7. 商 工 費		2,329,510	418,000	2,747,510
	1. 商 工 費	2,329,510	418,000	2,747,510
8. 観 光 費		1,395,312	3,738	1,399,050
	1. 観 光 費	1,395,312	3,738	1,399,050
9. 土 木 費		11,832,883	39,400	11,872,283
	3. 河 川 費	449,724	26,400	476,124
	6. 住 宅 費	501,693	13,000	514,693
10. 消 防 費		4,288,830	52,350	4,341,180
	1. 消 防 費	4,288,830	52,350	4,341,180
11. 教 育 費		13,868,173	325,052	14,193,225
	1. 教 育 総 務 費	5,331,267	105,412	5,436,679
	2. 小 学 校 費	1,353,849	62,000	1,415,849
	3. 中 学 校 費	792,582	30,000	822,582
	4. 高 等 学 校 費	1,182,419	73,000	1,255,419
	6. 社 会 教 育 費	1,391,346	45,047	1,436,393
	7. 保 健 体 育 費	2,831,244	9,593	2,840,837
14. 諸 支 出 金		194,715	407,212	601,927
	2. 財 政 調 整 基 金	5,000	407,212	412,212
歳 出 合 計		184,941,150	3,885,009	188,826,159

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
私 立 保 育 所 施 設 整 備 費 補 助 事 業	令和2年度から 令和3年度まで	千円 169,139

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁 舎 等 施 設 整 備 事 業	千円 2,694,200	千円 3,237,200
福 祉 施 設 整 備 事 業	1,275,100	1,315,300
河 川 事 業	282,000	308,400
臨 時 財 政 対 策	5,100,000	5,429,500
計	21,352,400	22,291,500

令和 2 年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 34,608 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,614,608 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		千円 39,000	千円 22,076	千円 61,076
	2. 国 庫 交 付 金	—	22,076	22,076
4. 県 支 出 金		26,052,384	1,355	26,053,739
	1. 県 補 助 金	26,052,384	1,355	26,053,739
7. 繰 越 金		—	11,177	11,177
	1. 繰 越 金	—	11,177	11,177
歳 入 合 計		35,580,000	34,608	35,614,608

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 404,299	千円 27,110	千円 431,409
	1. 総 務 管 理 費	318,102	8,430	326,532
	2. 賦 課 徴 収 費	85,491	18,680	104,171
7. 諸 支 出 金		116,590	7,498	124,088
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	111,790	7,498	119,288
歳 出 合 計		35,580,000	34,608	35,614,608

令和 2 年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 187,055 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,587,055 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		千円 5,250,743	千円 590	千円 5,251,333
	2. 基 金 繰 入 金	87,499	590	88,089
7. 繰 越 金		—	186,465	186,465
	1. 繰 越 金	—	186,465	186,465
歳 入 合 計		33,400,000	187,055	33,587,055

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸 支 出 金		千円 11,400	千円 187,055	千円 198,455
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,400	187,055	198,455
歳 出 合 計		33,400,000	187,055	33,587,055

1. 一般会計
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第5号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	14,700,000	74,092	14,774,092
16 国庫支出金	65,771,991	1,763,162	67,535,153
17 県支出金	9,604,080	141,860	9,745,940
18 財産収入	481,770	407,212	888,982
19 寄附金	312,200	8,000	320,200
21 繰越金	185,112	551,583	736,695
23 市債	21,352,400	939,100	22,291,500
歳 入 合 計	184,941,150	3,885,009	188,826,159

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	14,700,000	74,092	14,774,092	1 地方交付税	74,092	普通交付税
計	14,700,000	74,092	14,774,092			

第12款 地方交付税

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	18,863,852	75,000	18,938,852	1 社会福祉総務費負担金	75,000	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	
2 衛生費国庫負担金	200,123	23,601	223,724	1 保健予防費負担金	23,601	感染症発生動向調査事業費負担金 感染症予防事業費負担金	17,155 6,446
計	19,309,368	98,601	19,407,969				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	231,154	98,905	330,059	6 戸籍住民基本台帳費補助金	98,905	個人番号カード交付事務費補助金 社会保障・税番号制度補助金
2 民生費国庫補助金	37,827,984	83,615	37,911,599	5 障害者福祉施設整備事業費補助金	72,000	障害者福祉施設整備事業費補助金
				7 児童福祉総務費補助金	3,773	子育て短期支援事業費補助金 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金
				13 生活保護総務費補助金	6,672	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
				14 学童保育費補助金	1,170	放課後児童健全育成事業費補助金
3 衛生費国庫補助金	121,311	15,749	137,060	4 母子保健費補助金	15,749	母子保健衛生費補助金
5 教育費国庫補助金	158,981	47,500	206,481	1 教育振興費補助金	47,500	学校保健特別対策事業費補助金
計	38,352,200	245,769	38,597,969			

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫交付金	2,496,453	1,401,756	3,898,209	1 一般管理費国庫交付金	1,401,756	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫交付金	2,982,732	17,036	2,999,768	1 高齢者福祉施設整備事業費交付金	17,036	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
計	7,986,876	1,418,792	9,405,668			

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補助金	1, 483, 476	42, 838	1, 526, 314	3 高齢者福祉施設整備事業費補助金	41, 470	老人福祉施設等施設整備費補助金
				4 児童福祉総務費補助金	198	子育て短期支援事業費補助金
				8 学童保育費補助金	1, 170	放課後児童健全育成事業費補助金
計	2, 133, 333	42, 838	2, 176, 171			

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県交付金	1, 266, 730	92, 500	1, 359, 230	1 児童福祉総務費交付金	38, 000	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
				3 認定こども園費交付金	8, 500	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
				4 保育所費交付金	3, 500	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
				5 学童保育費交付金	42, 500	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
				1 保健衛生総務費交付金	6, 522	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
3 衛生費県交付金	60, 415	6, 522	66, 937			
計	1, 545, 518	99, 022	1, 644, 540			

第17款 県支出金

第18款 財産収入

第2項 財産売払収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	175,098	407,212	582,310	1 土地及び建物 売払収入	407,212	土地建物売払収入（一般財源）
計	182,429	407,212	589,641			

第18款 財産収入

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般寄附金	310,000	8,000	318,000	2 心のふるさと 応援寄附金	8,000	心のふるさと応援寄附金
計	312,200	8,000	320,200			

第19款 寄附金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	185,112	551,583	736,695	1 繰越金	551,583	歳計剰余繰越金
計	185,112	551,583	736,695			

第21款 繰越金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	2,698,200	543,000	3,241,200	1 庁舎等施設整備事業債	543,000	庁舎等施設整備事業債
2 民生債	1,325,500	40,200	1,365,700	1 福祉施設整備事業債	40,200	障害者福祉施設整備事業債 高齢者福祉施設整備事業債
6 土木債	4,601,000	26,400	4,627,400	2 河川事業債	26,400	河川堤防改修事業債
10 臨時財政対策債	5,100,000	329,500	5,429,500	1 臨時財政対策債	329,500	臨時財政対策債
計	21,352,400	939,100	22,291,500			

第23款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	7, 150, 098	11, 572	7, 161, 670	特定財源 (内訳) 国庫支出金 11, 572	12 委託料	11, 572	入札事務経費
2 文書費	12, 440	125, 000	137, 440	特定財源 (内訳) 国庫支出金 125, 000	12 委託料 17 備品購入費	112, 900 12, 100	文書管理経費
6 財産管理費	451, 426	7, 500	458, 926	特定財源 (内訳) 国庫支出金 7, 500	17 備品購入費	7, 500	庁舎等管理経費
12 情報管理費	759, 343	9, 823	769, 166	特定財源 (内訳) 国庫支出金 9, 823	12 委託料	9, 823	情報化推進事業経費
15 スポーツ振興 費	61, 942	8, 000	69, 942	特定財源 (内訳) 国庫支出金 8, 000	18 負担金補助及 び交付金	8, 000	スポーツ産業推進経費
第2款 総務費							

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
18 庁舎等施設整備事業費	2,784,374	543,000	3,327,374	543,000 特定財源 (内訳) 市債	12 委託料	28,000	庁舎等施設整備事業
				543,000	14 工事請負費	515,000	
計	12,767,755	704,895	13,472,650	704,895 特定財源 一般財源			
第2款 総務費							

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 企画総務費	454,583	28,000	482,583	28,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金	1 報酬	50	東部地域振興経費
					7 報償費	500	
				28,000	8 旅費	50	
					12 委託料	27,400	
5 文化振興費	982,768	20,249	1,003,017	20,249 特定財源 (内訳) 国庫支出金	7 報償費	90	文化振興補助経費
					8 旅費	24	
				20,249	10 需用費	100	
					11 役務費	35	
					18 負担金補助及び交付金	20,000	
計	1,831,380	48,249	1,879,629	48,249 特定財源 一般財源			
第2款 総務費							

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 賦課徴収費	536,708	33,000	569,708	一般財源	22 償還金利子及び割引料	33,000	自主納税促進経費
計	1,205,927	33,000	1,238,927	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	662,818	98,905	761,723	98,905 特定財源 (内訳) 国庫支出金	1 報酬	28,696	戸籍住民基本台帳事務経費
					4 共済費	3,306	
				98,905	8 旅費	2,838	
					10 需用費	2,500	
					11 役務費	18,637	
					12 委託料	42,834	
					18 負担金補助及 び交付金	94	
計	662,818	98,905	761,723	特定財源 一般財源			
第2款 総務費							

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	71,622	41,800	113,422	特定財源 (内訳) 国庫支出金	10 需用費	4,895	選挙管理委員会経費
				41,800	17 備品購入費	36,905	
計	71,622	41,800	113,422	特定財源 一般財源			
第2款 総務費							

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	37,529,592	202,728	37,732,320	75,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 75,000 一般財源 127,728	19 扶助費	100,000	社会福祉事務経費 中国残留邦人等地域生活支援経費 677 住居確保給付金経費 100,000
3 障害者福祉費	12,291,264	9,500	12,300,764	9,500 特定財源 (内訳) 国庫支出金 9,500	10 需用費	500	心身障害者福祉事務経費 障害者支援施設等感染拡大防止経費 9,000
4 老人福祉費	1,084,112	63,300	1,147,412	63,300 特定財源 (内訳) 国庫支出金 63,300	10 需用費	1,420	ななまるカード優遇措置事業経費
					11 役務費	5,880	
					12 委託料	56,000	
5 後期高齢者医療費	3,713,914	81,503	3,795,417	81,503 一般財源	18 負担金補助及び交付金	81,503	後期高齢者医療費負担経費
10 高齢者福祉施設整備事業費	9,600	62,723	72,323	62,706 特定財源 (内訳) 国庫支出金 17,036 県支出金 41,470 市債 4,200 一般財源 17	18 負担金補助及び交付金	62,723	老人福祉施設等整備費補助事業

第3款 民生費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 障害者福祉施設整備事業費	12,018	111,000	123,018	特定財源 111,000 (内訳) 国庫支出金 市債 75,000 36,000	10 需用費	3,000	障害者福祉施設整備事業 3,000
					18 負担金補助及び交付金	108,000	障害者福祉施設整備費補助事業 108,000
計	63,687,890	530,754	64,218,644	特定財源 321,506 一般財源 209,248			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
1 児童福祉総務費	1,851,318	678,825	2,530,143	特定財源 (内訳) 国庫支出金 県支出金 一般財源	1 報酬	180	児童福祉事務経費	547,400
					8 旅費	37	子どもの貧困対策事務経費	8,000
					10 需用費	408	保育環境改善事業経費	38,000
					11 役務費	336	子育て短期支援事業経費	2,304
					12 委託料	112,145	被虐待児童対策経費	83,121
					13 使用料及び賃借料	1,995		
					17 備品購入費	3,365		
					18 負担金補助及び交付金	38,000		
					22 償還金利子及び割引料	522,359		
3 認定こども園費	4,829,229	8,500	4,837,729	特定財源 (内訳) 県支出金	10 需用費	2,020	認定こども園運営管理経費	
					17 備品購入費	6,480		
4 保育所費	1,426,175	3,500	1,429,675	特定財源 (内訳) 県支出金	10 需用費	854	保育所運営管理経費	
					17 備品購入費	2,646		

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 学童保育費	1,011,758	82,579	1,094,337	特定財源 81,402 (内訳) 国庫支出金 県支出金 37,732 43,670 一般財源 1,177	10 需用費	13,952	学童保育経費
					12 委託料	35,624	
					13 使用料及び賃借料	586	
					17 備品購入費	26,400	
					18 負担金補助及び交付金	6,017	
9 児童福祉施設整備事業費	1,654,873	5,000	1,659,873	特定財源 5,000 (内訳) 国庫支出金 5,000	14 工事請負費	5,000	フードバンクセンター整備事業
計	22,571,383	778,404	23,349,787	特定財源 243,093 一般財源 535,311			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	589,793	83,184	672,977	特定財源 (内訳) 国庫支出金	1 報酬	4,446	生活保護運営対策事業経費 セーフティネット支援対策等事業経費 75,272 7,912
					4 共済費	45	
				6,672	8 旅費	467	
				76,512	18 負担金補助及び交付金	2,954	
					22 償還金利子及び割引料	75,272	
計	13,028,793	83,184	13,111,977	特定財源 一般財源			
第3款 民生費							

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 保健衛生総務費	475,730	17,176	492,906	特定財源 6,986 (内訳) 国庫支出金 県支出金 540 一般財源 10,190	10 需用費	12,893	12,893	保健衛生事務経費 3,743 医療検査センター運営管理経費 13,433
					12 委託料	540	540	
					22 償還金利子及び割引料	3,743	3,743	
5 母子保健費	398,700	32,008	430,708	特定財源 16,259 (内訳) 国庫支出金 16,259 一般財源 15,749	10 需用費	328	328	乳幼児及び妊産婦健康診査経費
					11 役務費	182	182	
					12 委託料	31,498	31,498	
9 病院費	558,673	124,256	682,929	特定財源 124,256 (内訳) 国庫支出金 124,256	18 負担金補助及び交付金	124,256	124,256	病院事業会計繰出経費
計	7,661,017	173,440	7,834,457	特定財源 147,501 一般財源 25,939				

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	1,070,662	35,167	1,105,829	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	10 需用費 11 役務費 22 償還金利子及び割引料	19,971 971 14,225	保健所事務経費 衛生検査経費 14,225 20,942
2 保健予防費	72,390	47,464	119,854	特定財源 (内訳) 国庫支出金 県支出金 一般財源	10 需用費 11 役務費 12 委託料 17 備品購入費 19 扶助費	926 2,544 33,582 303 10,109	感染症予防対策経費
計	1,341,521	82,631	1,424,152	特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,665,431	3,449	1,668,880	特定財源 (内訳) 国庫支出金 3,449	17 備品購入費	3,449	再生資源化事務経費 環境清美施設管理経費 1,650 1,799
計	5,894,079	3,449	5,897,528	特定財源 一般財源 3,449 0			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	129,126	60,000	189,126	60,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 60,000	12 委託料	60,000	奈良市勤労者総合福祉センター運営 管理経費
計	129,126	60,000	189,126	特定財源 一般財源 60,000 0			

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 農業総務費	66,178	546	66,724	546 一般財源	21 補償補填及び 賠償金	546	農業事務経費
計	677,087	546	677,633	特定財源 一般財源 0 546			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
2 商工振興費	1,209,551	348,000	1,557,551	特定財源 (内訳) 国庫支出金 348,000	12 委託料	340,000	340,000	中小企業振興対策経費 プレミアム付商品券発行事業経費 8,000 340,000
3 伝統産業振興費	53,444	40,000	93,444	特定財源 (内訳) 国庫支出金 40,000	18 負担金補助及び交付金	8,000	8,000	
					12 委託料		40,000	なら工藝館運営管理経費
6 商工施設整備事業費	1,500	30,000	31,500	特定財源 (内訳) 国庫支出金 30,000	12 委託料		30,000	商工施設整備事業
計	2,329,510	418,000	2,747,510	特定財源 一般財源 418,000 0				

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光振興費	1,095,660	3,738	1,099,398	一般財源 3,738	21 補償補填及び 賠償金	3,738	月々瀬温泉運営管理経費
計	1,395,312	3,738	1,399,050	特定財源 一般財源 3,738			

第8款 観光費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 河川堤防改修費	294,545	26,400	320,945	特定財源 (内訳) 市債 26,400	14 工事請負費	26,400	普通河川改修事業
計	449,724	26,400	476,124	特定財源 一般財源 26,400			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	399,297	13,000	412,297	特定財源 (内訳) 国庫支出金 13,000	18 負担金補助及 び交付金	13,000	住宅施策経費
計	501,693	13,000	514,693	特定財源 一般財源			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 消防施設費	391,142	52,350	443,492	特定財源 (内訳) 国庫支出金 52,350	14 工事請負費	52,350	消防施設整備事業
計	4,288,830	52,350	4,341,180	特定財源 一般財源			

第10款 消防費

第 1 1 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	1,276,561	41,921	1,318,482	特定財源 (内訳) 国庫支出金 41,921	10 需用費	4,529	教育センター運営管理経費 英語教育推進事業経費 教育情報化推進経費 8,218 4,214 29,489
					12 委託料	36,430	
					17 備品購入費	962	
3 青少年指導費	52,310	10,807	63,117	特定財源 (内訳) 国庫支出金 10,807	7 報償費	5,851	青少年指導経費 不登校児童生徒サポート事業経費 3,691 7,116
					10 需用費	1,456	
					11 役務費	500	
					12 委託料	2,000	
					17 備品購入費	1,000	
5 教育振興施設 整備事業費	—	52,684	52,684	特定財源 (内訳) 国庫支出金 52,684	10 需用費	297	教育振興施設整備事業
					12 委託料	3,427	
					14 工事請負費	48,960	
計	5,331,267	105,412	5,436,679	特定財源 一般財源 105,412 0			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	803,551	62,000	865,551	31,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 31,000 一般財源	10 需用費	30,030	小学校運営管理経費
					11 役務費	721	
					12 委託料	1,939	
					15 原材料費	919	
					17 備品購入費	28,391	
計	1,353,849	62,000	1,415,849	特定財源 31,000 一般財源 31,000			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	367,550	30,000	397,550	15,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 15,000 一般財源 15,000	10 需用費 11 役務費 12 委託料 15 原材料費 17 備品購入費	12,938 730 1,176 704 14,452	中学校運営管理経費
計	792,582	30,000	822,582	特定財源 15,000 一般財源 15,000			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	899,229	73,000	972,229	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	10 需用費	1,073	高等学校運営管理経費 高等学校教育振興事務経費
					11 役務費	26	
					15 原材料費	13	
					17 備品購入費	71,888	
計	1,182,419	73,000	1,255,419	特定財源 一般財源			

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 公民館費	676,642	20,346	696,988	特定財源 (内訳) 国庫支出金 20,346	10 需用費	158	公民館運営管理経費
					17 備品購入費	20,188	
5 図書館費	247,697	6,443	254,140	特定財源 (内訳) 国庫支出金 6,443	10 需用費	3,946	中央図書館管理経費
					17 備品購入費	2,497	
10 社会教育施設 整備事業費	50,000	18,258	68,258	特定財源 (内訳) 国庫支出金 18,258	14 工事請負費	18,258	社会教育施設整備事業 図書館整備事業 6,215 12,043
計	1,391,346	45,047	1,436,393	特定財源 一般財源 45,047 0			

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 学校保健体育費	170,376	9,593	179,969	9,593 特定財源 (内訳) 国庫支出金 9,593	10 需用費	9,593	学校保健管理経費
計	2,831,244	9,593	2,840,837	9,593 特定財源 一般財源			

第11款 教育費

第14款 諸支出金

第2項 財政調整基金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 財政調整基金	5,000	407,212	412,212	一般財源	24 積立金	407,212	財政調整基金経費
計	5,000	407,212	412,212	特定財源 一般財源			

第14款 諸支出金

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員 (1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
補正後	238 [2, 126]	2, 467, 997	546, 431	371, 644	456, 451	3, 842, 523	
補正前	238 [2, 071]	2, 434, 855	546, 431	371, 644	453, 100	3, 806, 030	
比較	0 [55]	33, 142			3, 351	36, 493	

〔 〕内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

職員手当の内訳	区分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当
	補正後	18, 765	49, 272	303, 607
	補正前	18, 765	49, 272	303, 607
	比較			

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	備 考
報 酬	33,142	戸籍住民基本台帳 事務経費	28,696		
		セーフティネット支援 対策等事業経費	4,446		

上記以外の非常勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予算額	人 員	予算額
総 務 費	プロポーザル審査会委員	人 7	千円 240	人 12	千円 290
民 生 費	プロポーザル審査会委員	9	210	16	390
合 計		5,741	231,623	5,753	231,853

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書									
(1. 追加分)									
(単位 千円)									
事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源		一	般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債 そ の 他		
私 立 保 育 所 施 設 整 備 費 補 助 業	169,139			令和2年度 令和3年度 から まで	169,139	150,345	18,700		94

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 (単位 千円)						
区 分	補 正		前	補 正		後
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	
	当該年度中起債見込額			当該年度中起債見込額		
1 . 普 通 債	15,942,200		103,097,509	16,551,800		103,707,109
(1) 土 木	4,538,000		34,634,735	4,564,400		34,661,135
(4) そ の 他	8,730,100		37,452,797	9,313,300		38,035,997
3 . そ の 他	5,368,500		96,681,290	5,698,000		97,010,790
(6) 臨 時 財 政 対 策	5,100,000		66,687,837	5,429,500		67,017,337
合 計	21,352,400		200,068,465	22,291,500		201,007,565

2. 国民健康保険特別会計
(1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	39,000	22,076	61,076
4 県支出金	26,052,384	1,355	26,053,739
7 繰越金	—	11,177	11,177
歳 入 合 計	35,580,000	34,608	35,614,608

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				地 方 債		そ の 他		
				国県支出金				
1 総務費	404,299	27,110	431,409	23,431			3,679	
7 諸支出金	116,590	7,498	124,088				7,498	
歳 出 合 計	35,580,000	34,608	35,614,608	23,431			11,177	
				一般財源内訳	繰越金	11,177		

2. 歳入

第3款 国庫支出金

第2項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	—	22,076	22,076	1 一般管理費国庫交付金	22,076	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	—	22,076	22,076				

国民健康保険特別会計

第4款 県支出金

第1項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	26,052,384	1,355	26,053,739	2 保険給付費等 特別交付金	1,355	保険調整交付金分特別交付金
計	26,052,384	1,355	26,053,739			

国民健康保険特別会計

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	11,177	11,177	1 繰越金	11,177	歳計剰余繰越金
計	—	11,177	11,177			

国民健康保険特別会計

3. 歳 出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 一般管理費	303,666	8,430	312,096	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	12 委託料 13 使用料及び賃借料	7,572 858	国民健康保険運営事務経費
計	318,102	8,430	326,532	特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

第1款 総務費

第2項 賦課徴収費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 賦課徴収費	85,491	18,680	104,171	特定財源 (内訳) 国庫支出金 県支出金	10 需用費	27	国民健康保険料収納率向上対策経費
					11 役務費	15,523	
					12 委託料	1,980	
					13 使用料及び賃借料	325	
					17 備品購入費	825	
計	85,491	18,680	104,171	特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	—	7,498	7,498	一般財源	22 償還金利子及び割引料	7,498	国民健康保険償還金
計	111,790	7,498	119,288	特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計
(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
6	繰入金	5,250,743	590	5,251,333
7	繰越金	—	186,465	186,465
歳 入 合 計		33,400,000	187,055	33,587,055

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
5 諸支出金	11,400	187,055	198,455				187,055	
歳 出 合 計	33,400,000	187,055	33,587,055				187,055	
繰入金 繰越金 一般財源内訳								590 186,465

2. 歳入

第6款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 介護給付費準備基金繰入金	87,499	590	88,089	1 介護給付費準備基金繰入金	590	介護給付費準備基金繰入金	
計	87,499	590	88,089				

介護保険特別会計

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	—	186,465	186,465	1 繰越金	186,465	歳計剰余繰越金
計	—	186,465	186,465			

介護保険特別会計

3. 歳出
第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	187,055	187,055	一般財源	22 償還金利子及び割引料	187,055	償還金経費
計	11,400	187,055	198,455	特定財源 一般財源			

介護保険特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会 計 款 性 質 区 分	一般会計											特別会計		
	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	観光費	土木費	消防費	教育費	諸支出金	合計	国民健康保険	介護保険
人件費	32,146	4,671										36,817		
扶助費		100,000	10,109									110,109		
物件費	290,113	271,115	107,187	60,000		380,000				248,259		1,356,674	27,110	
補助費等	61,590	837,833	142,224		546	8,000	3,738	13,000		5,851		1,072,782	7,498	187,055
投資的経費	543,000	178,723				30,000		26,400	52,350	70,942		901,415		
普通建設事業	543,000	178,723				30,000		26,400	52,350	70,942		901,415		
補助		137,253				30,000			52,350	70,942		290,545		
単独	543,000	41,470						26,400				610,870		
貸付及び積立金											407,212	407,212		
計	926,849	1,392,342	259,520	60,000	546	418,000	3,738	39,400	52,350	325,052	407,212	3,885,009	34,608	187,055

物件費の内訳表

附表1

(単位:千円)

節 会計及び款	旅 費	需用 費	細 節				役 務 費	細 節		委 託 料	使 用 料 及 び 賃 借 料	原 材 料 費	備 品 購 入 費	計
			消耗品費	食糧費	印刷製本費	修繕料		通信運搬費	手数料					
総務費	2,912	7,495	7,495				18,672	18,672		204,529			56,505	290,113
民生費	504	19,154	17,376	378	1,400		6,216	6,216		203,769	2,581		38,891	271,115
衛生費		34,118	33,804		314		3,697	182	3,515	65,620			3,752	107,187
労働費										60,000				60,000
商工費										380,000				380,000
教育費		63,723	62,582			1,141	1,977	1,977		41,545		1,636	139,378	248,259
一般会計合計	3,416	124,490	121,257	378	1,714	1,141	30,562	27,047	3,515	955,463	2,581	1,636	238,526	1,356,674
国民健康保険		27	27				15,523		15,523	9,552	1,183		825	27,110

その他経費の内訳表

附表2 (単位:千円)

節 会計及び款	報 酬	報 償	負担金及び 補助交付金	補償及び 賠償金	償還金 及び引料	扶助	積立金	計
総務費	50	590	28,094		33,000			61,734
民生費	180		137,474		700,359	100,000		938,013
衛生費			124,256		17,968	10,109		152,333
農林水産業費				546				546
商工費			8,000					8,000
観光費				3,738				3,738
土木費			13,000					13,000
教育費		5,851						5,851
諸支出金							407,212	407,212
一般会計合計	230	6,441	310,824	4,284	751,327	110,109	407,212	1,590,427
国民健康保険					7,498			7,498
介護保険					187,055			187,055

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳					概要説明
				国	県	地方債	その他	一般	
総務費			543,000			543,000		—	
	単	庁舎等施設整備事業	543,000			543,000		—	保健所・教育総合センター非常用発電機整備
民生費			178,723	97,036	41,470	40,200		17	
	補単	高齢者福祉施設整備事業	62,723	17,036	41,470	4,200		17	防災改修等施設整備費補助 高齢者福祉施設整備費補助
	補	障害者福祉施設整備事業	111,000	75,000		36,000		—	障害者福祉施設整備費補助 総合福祉センター改修
	補	児童福祉施設整備事業	5,000	5,000				—	フードバンクセンター施設整備
商工費			30,000	30,000				—	
	補	商工施設整備事業	30,000	30,000				—	BONCHI整備

土 木 費				26,400			26,400		—	
	単	河 川 堤 防 改 修 事 業		26,400			26,400		—	普通河川浚渫
消 防 費				52,350					—	
	補	消 防 施 設 整 備 事 業		52,350					—	消防署仮眠室個室化整備
教 育 費				70,942					—	
	補	教 育 振 興 施 設 整 備 事 業		52,684					—	教育振興施設整備
	補	社 会 教 育 施 設 整 備 事 業		18,258					—	公民館整備 図書館整備
一 般 会 社 計 合 計				901,415	250,328	41,470	609,600		17	

令和2年度奈良市病院事業会計 補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	854,519千円	980,475千円	1,834,994千円
第2項 医業外収益	641,202千円	980,475千円	1,621,677千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	899,800千円	980,475千円	1,880,275千円
第1項 医業費用	744,592千円	980,475千円	1,725,067千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中「71,682千円」を「195,938千円」に改める。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 令和２年度 奈良市病院事業会計補正予算（第１号）実施計画
2. 令和２年度 奈良市病院事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第１号）
3. 令和２年度 奈良市病院事業補正予定貸借対照表（第１号）
4. 令和２年度 奈良市病院事業会計補正予算（第１号）参考書
5. 奈良市病院事業注記表

令和2年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			854,519	980,475	1,834,994	
	2. 医 業 外 収 益		641,202	980,475	1,621,677	
		2. 補 助 金	55,153	856,219	911,372	県補助金
		3. 他 会 計 補 助 金	28,600	124,256	152,856	一般会計補助金

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			899,800	980,475	1,880,275	
	1. 医 業 費 用		744,592	980,475	1,725,067	
		2. 経 費	443,074	980,475	1,423,549	交付金

令和２年度奈良市病院事業会計補正
 予定キャッシュ・フロー計算書（第１号）
 （令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで）

（単位：千円）

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

1 当年度純利益（△純損失）	△ 45,281
2 減価償却費	273,118
3 長期前受金戻入額	△ 230,037
4 受取利息	△ 50
5 支払利息及び企業債取扱諸費	1,643
6 未収金の増加（△）・減少額	△ 979,253
7 未払金の増加・減少（△）額	981,780
8 その他流動負債の増加・減少（△）額	<u>103</u>
小計	2,023
受取利息	50
支払利息及び企業債取扱諸費	<u>△ 1,643</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	430

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

1 有形固定資産取得・建設改良事業等実施額	△ 40,000
2 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>184,200</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	144,200

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

1 企業債による収入	40,000
2 企業債の償還による支出	△ 182,718
3 リース債務の返済による支出	<u>△ 1,482</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 144,200

資金増加額（又は減少額）	430
資金期首残高	<u>383,997</u>
資金期末残高	<u><u>384,427</u></u>

令和2年度奈良市病院事業補正
 予定貸借対照表（第1号）

（令和3年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	1,966,681	
ロ 立 木	732	
ハ 建 物	3,427,160	
減価償却累計額	<u>△ 502,853</u>	2,924,307
ニ 建 物 附 属 設 備	2,731,245	
減価償却累計額	<u>△ 1,059,033</u>	1,672,212
ホ 構 築 物	81,318	
減価償却累計額	<u>△ 32,904</u>	48,414
ヘ 機 器 備 品	258,435	
減価償却累計額	<u>△ 243,865</u>	14,570
ト 機 械 及 び 装 置	74,890	
減価償却累計額	<u>△ 44,889</u>	30,001
チ 建 設 仮 勘 定	<u>41,800</u>	
有形固定資産合計		6,698,717

(2) 無 形 固 定 資 産

イ リ ー ス 資 産	<u>5,320</u>	
無形固定資産合計		<u>5,320</u>

固 定 資 産 合 計 6,704,037

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	384,427	
(2) 未 収 金	1,019,137	
貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,134</u>	<u>1,018,003</u>
流動資産合計		<u>1,402,430</u>
資 産 合 計		<u><u>8,106,467</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てる企業債 3,839,469

企業債合計 3,839,469

(2) リース債務

3,455

固定負債合計

3,842,924

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てる企業債 182,287

企業債合計 182,287

(2) リース債務

1,467

(3) 未払金

1,068,889

(4) 預り金

386

流動負債合計

1,253,029

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

3,098,767

(2) 収益化累計額

△ 943,989

繰延収益合計

2,154,778

負債合計

7,250,731

資本の部

6. 資本金

1,354

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

1,840,000

ロ 負担金

444,195

資本剰余金合計

2,284,195

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処理欠損金

1,429,813

欠損金合計

1,429,813

剰余金合計

854,382

資本合計

855,736

負債資本合計

8,106,467

令和2年度奈良市病院事業会計 補正予算（第1号）参考書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益				854,519	980,475	1,834,994	
	2. 医業外収益			641,202	980,475	1,621,677	
		2. 補 助 金		55,153	856,219	911,372	
			県 補 助 金	35,785	856,219	892,004	
		3. 他 会 計 補 助 金		28,600	124,256	152,856	
			一 般 会 計 補 助 金	28,600	124,256	152,856	

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用				899,800	980,475	1,880,275	
	1. 医 業 費 用			744,592	980,475	1,725,067	
		2. 経 費		443,074	980,475	1,423,549	
			交 付 金	441,019	980,475	1,421,494	

奈良市病院事業注記表

予算の注記を次のように改める。

Ⅲ セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

(単位：千円)

	病院	看護専門学校	合計
事業収益	47,386	150,907	198,293
事業費用	1,726,567	151,505	1,878,072
事業損益	△ 1,679,181	△ 598	△ 1,679,779
経常損益	△ 44,123	△ 1,158	△ 45,281
セグメント資産	7,960,741	145,726	8,106,467
セグメント負債	7,122,164	128,567	7,250,731
その他の項目			
他会計繰入金	581,401	101,528	682,929
減価償却費	272,135	983	273,118

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び特殊勤務手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第14条の2 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）第2条第1項に規定する勤務に従事したフルタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じ、同条例の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

第24条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第24条の2 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第1項に規定する勤務に従事したパートタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じ、同条例の適用を受ける職員の例により算定した額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

第25条第1項中「第14条」を「第14条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条の2及び第24条の2の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当及び特殊勤務に係る報酬について適用する。

(提案理由)

会計年度任用職員に特殊勤務手当又は特殊勤務に係る報酬を支給できるようにするため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市債権管理条例等の一部改正について

奈良市債権管理条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市債権管理条例等の一部を改正する条例

(奈良市債権管理条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

- (1) 奈良市債権管理条例（平成 25 年奈良市条例第 11 号）附則第 4 項
- (2) 奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）附則第 11 項
- (3) 奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年奈良市条例第 11 号）附則第 2 項
- (4) 奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45 年奈良市条例第 16 号）
附則第 3 項
- (5) 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 6 年奈良市条例第 33 号）附則第 3 項

(奈良市介護保険条例及び奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

- (1) 奈良市介護保険条例（平成 12 年奈良市条例第 13 号）附則第 6 条

(2) 奈良市後期高齢者医療に関する条例（平成２０年奈良市条例第１５号）附則第２条
附 則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、延滞金に係る用語が改められたことから、関係条例について所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市税条例等の一部改正について

奈良市税条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第21条中「第12項まで」を「第11項まで」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項及び第12項」を「第6項及び第11項」に改める。

第28条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第29条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第29条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第45条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第60条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない」に改め、同条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項

とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第67条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第67条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第82条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第82条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から6月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第83条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第103条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第103条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第105条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第107条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第107条第1項中「第105条第2項」を「第105条第3項」に改める。

第127条第6項中「第60条第6項」を「第60条第7項」に改める。

第159条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（ ）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を

「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「附則第15条から第15条の3の2までの規定」を「附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定」に改め、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「法附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

11 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第20条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第21条の2を次のように改める。

第21条の2 削除

附則第25条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第26条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第28条の7の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第28条の7の2 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附則第28条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

第28条の10 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第29条、第30条及び第32条中「第19項」を「第18項」に改める。

附則第35条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで又は第15条の3」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第61条」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に、「若しくは第15条の3」を「、第15条の3若しくは第61条」に改める。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第11条中「及び第4項」を削る。

第13条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第17条第2項の表の第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第17条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第45条第10項から第12項まで」を「第45条第9項から第16項まで」に改める。

第17条第2項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第45条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項

及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第46条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条

第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第47条の3第4項から第6項までを削る。

第103条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項及び附則第4条第1項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第11項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第28条の7の2の次に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第28条の7の3 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第28条の7の4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附則第35条中「第61条」を「第63条」に改める。

(奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（令和元年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中奈良市税条例第14条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2号を削り、同条第3号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「附則第1条第3号」を「附則第1条第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例第103条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中奈良市税条例第14条第1項第2号、第21条及び第28条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第25条第1項及び第26条第3項の改正規定並びに第2条中同条例附則第10条及び第10条の2の改正規定並びに同条例附則第28条の7の2の次に2条を加える改正規定及び同条例附則第35条の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中奈良市税条例第103条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第14条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第21条及び第28条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。))又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第13条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

4 新条例第29条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第29条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。))について提出する新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。))以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。))第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。))が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)
)分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第60条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第60条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第82条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税につ

いては、なお従前の例による。

第9条 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る未婚のひとり親に対する人的非課税措置及び寡婦（寡夫）控除の規定を整備するほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する税制上の特例措置の整備等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

奈良市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市立保育所設置条例の一部改正について

奈良市立保育所設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表富雄保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、富雄保育園を廃止しようとするものである。

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における連携施設の確保の例外等に係る規定の整備を行おうとするものである。

奈良市老人軽作業場条例の一部改正について

奈良市老人軽作業場条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例

奈良市老人軽作業場条例（昭和48年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市並松老人軽作業場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

並松老人軽作業場を廃止しようとするものである。

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例及び大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例及び大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和２年９月８日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例及び大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

（大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正）

第１条 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例（平成１１年奈良市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２７条第２項中「は年６パーセント」を「の利率は、法第１０３条第４項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

（大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正）

第２条 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例（昭和６３年奈良市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２５条第２項中「は年６パーセント」を「の利率は、法第１０３条第４項の規定に

よる公告があつた日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金を分割徴収又は分割交付する場合の利子の利率について所要の改正を行おうとするものである。

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに附則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「12,400」を「12,440」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に、「10,600」を「10,670」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項、附則第3条の4第5項及び第6項並びに附則第4条第7項及び第8項並びに別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額を改定するほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「通勤手当」の次に「、特殊勤務手当」を加え、同条第2項中「、第7条」を削る。

第20条第1項中「通勤手当」の次に「、特殊勤務手当」を加え、同条第2項中「、第7条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条第2項及び第20条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用する。

（提案理由）

企業局の会計年度任用職員に特殊勤務手当を支給できるようにするため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

令和元年度奈良市水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

令和元年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金1,739,482,113円のうち、900,000,000円を資本金へ組み入れ、その残余を繰り越すものとする。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市基本構想の目標年度並びに奈良市第4次総合計画後期基本計画の目標年度及び計画期間の変更について

奈良市基本構想の目標年度並びに奈良市第4次総合計画後期基本計画の目標年度及び計画期間を変更したいので、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更内容

奈良市基本構想及び奈良市第4次総合計画後期基本計画の目標年度をいずれも「2020年度（平成32年度）」から「2021年度（令和3年度）」とし、奈良市第4次総合計画後期基本計画の計画期間を「2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）」の「5年間」から「2016年度（平成28年度）から2021年度（令和3年度）」の「6年間」とする。

2 変更の理由

次期総合計画の策定にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢や今後の社会全体のあり方への影響等を踏まえた内容とするため、次期総合計画の計画開始年度を2022年度（令和4年度）とし、これに伴い、現行の奈良市基本構想の目標年度並びに奈良市第4次総合計画後期基本計画の目標年度及び計画期間を1年間延長するものである。

工事請負契約の締結について

奈良市デジタル同報系防災行政無線屋外拡声子局設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 奈良市デジタル同報系防災行政無線屋外拡声子局設備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 286,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良市高天町22番地の2 明治安田生命奈良ビル
日本電気株式会社
奈良支店長 中川 裕子 |

奈良市デジタル同報系防災行政無線屋外拡声子局設備工事の概要

1. 工事場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号他

2. 工事概要

(1) 奈良市庁舎親局設備工事 一式

(2) 屋外拡声子局設備工事 25箇所

ア. 小学校

登美ヶ丘小学校、富雄北小学校、あやめ池小学校、伏見小学校、都跡小学校、
大宮小学校、佐保小学校、飛鳥小学校、明治小学校、鶴舞小学校、済美南小学校

イ. 小中学校

富雄第三小中学校

ウ. 中学校

平城中学校

エ. 高等学校

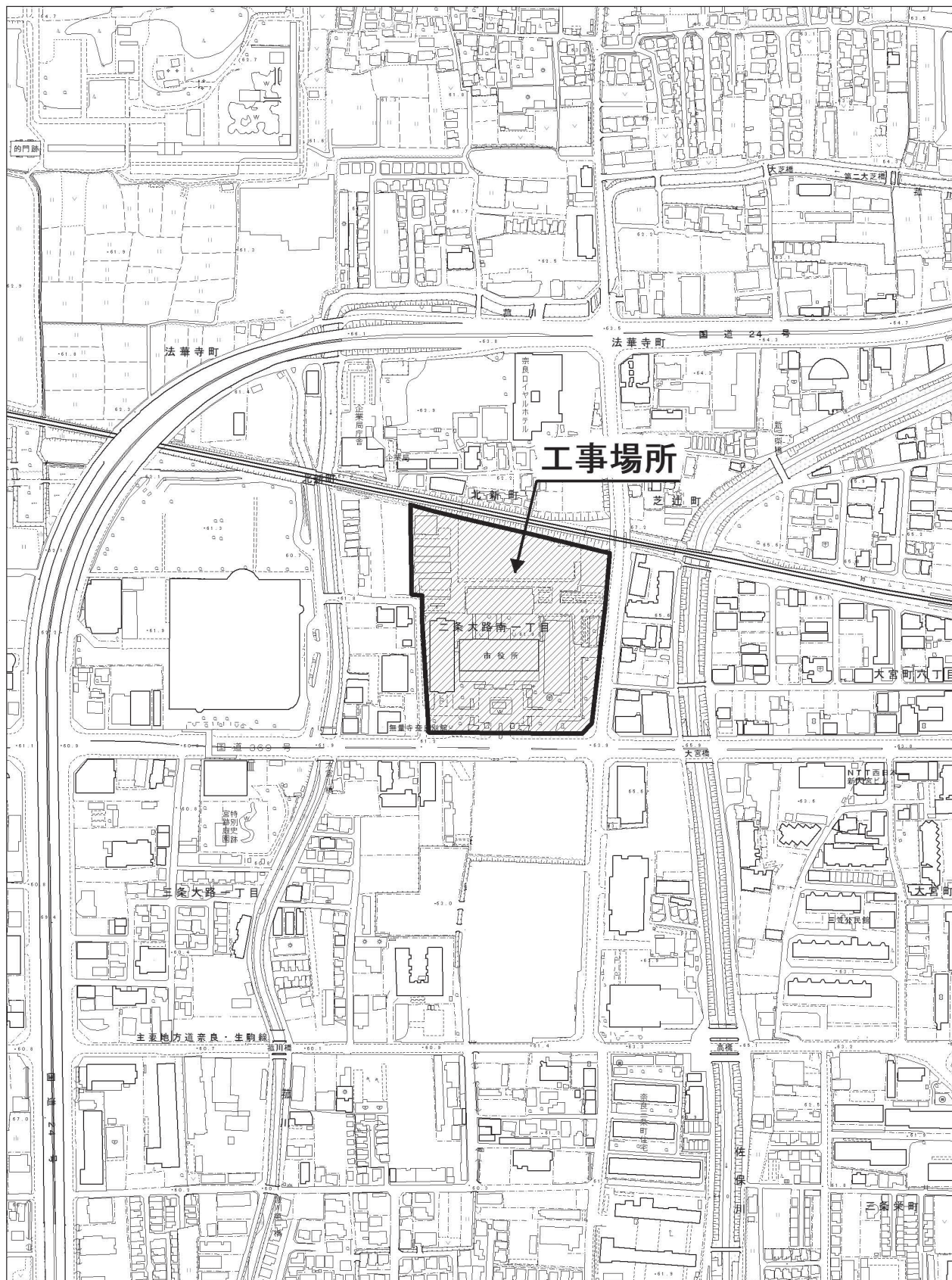
一条高等学校

オ. その他

西登美ヶ丘一丁目街区公園、朝日町二丁目1号街区公園、西部生涯スポーツセンター、七条コミュニティスポーツ会館、六条西六丁目2号街区公園、帝塚山五丁目街区公園、平城公民館歌姫分館、藤ノ木台第2号街区公園、佐保台第3号街区公園、青山七丁目街区公園、押熊町街区公園

3. 工 期 契約の日から令和3年3月31日まで

位置図（親局）



位置図(屋外拡声子局)



番号	子局名称	番号	子局名称
1	登美ヶ丘小学校	21	平城公民館歌姫分館
2	西登美ヶ丘一丁目街区公園	22	藤ノ木台第2号街区公園
3	朝日町二丁目1号街区公園	23	佐保台第3号街区公園
4	富雄北小学校	24	青山七丁目街区公園
5	あやめ池小学校	25	押熊町街区公園
6	伏見小学校		
7	都跡小学校		
8	富雄第三小中学校		
9	西部生涯スポーツセンター		
10	七条コミュニティスポーツ会館		
11	一条高等学校		
12	大宮小学校		
13	佐保小学校		
14	飛鳥小学校		
15	明治小学校		
16	鶴舞小学校		
17	平城中学校		
18	六条西六丁目2号街区公園		
19	帝塚山五丁目街区公園		
20	済美南小学校		

工事請負契約の締結について

大和中央道（敷島工区）街路改良工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 大和中央道（敷島工区）街路改良工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 296,689,800円
- 4 契約の相手方 奈良市柏木町383番地
大和中央道（敷島工区）街路改良工事森高・三和特定建設工事共同
企業体
代表者 森高建設株式会社
代表取締役 森高 美樹
三和建設株式会社
代表取締役社長 小林 伸嘉

大和中央道（敷島工区）街路改良工事の概要

1. 工事場所 奈良市敷島町二丁目地内他

2. 工事規模 街路改良工事 L = 3 9 5 m

道路土工 一式

構造物撤去工 一式

擁壁工 一式

地盤改良工 一式

舗装工 一式

排水構造物工 一式

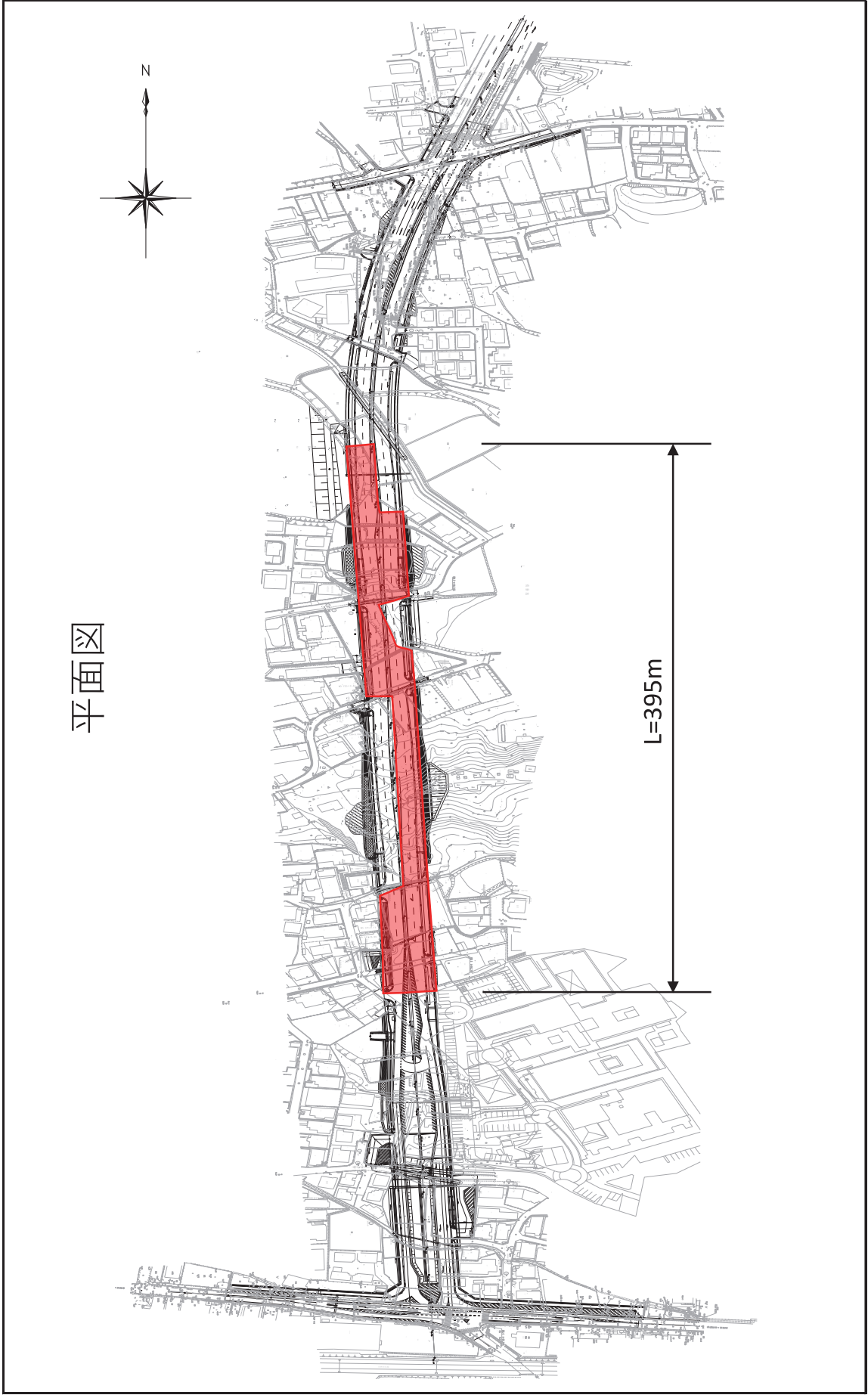
縁石工 一式

防護柵工 一式

仮設工 一式

3. 工 期 契約の日から令和3年3月31日まで





工事請負契約の締結について

（仮称）平城西小中学校建設その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 （仮称）平城西小中学校建設その他工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 2, 117, 500, 000円
- 4 契約の相手方 奈良市高天町43番地1
REBANGA近鉄奈良駅高天町ビル301
（仮称）平城西小中学校建設その他工事村本・大倭特定建設工事
共同企業体
代表者 村本建設株式会社奈良営業所
所長 原田 徹雄
大倭殖産株式会社
代表取締役 矢追 家麻呂

(仮称) 平城西小中学校建設その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市神功二丁目1番地他

2. 工事規模

(1) 建築主体工事 一式

校舎増築工事

延床面積 3,935.07㎡

構造階数 鉄筋コンクリート造 3階建

屋内運動場増築工事

延床面積 608.64㎡

構造階数 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 2階建

給食室増築工事

延床面積 95.40㎡

構造階数 鉄骨造 平屋建

テニスコート新設工事 2面

既設校舎改修工事

延床面積 5,683.21㎡

(2) 解体撤去工事 一式

(3) 電気設備工事 一式

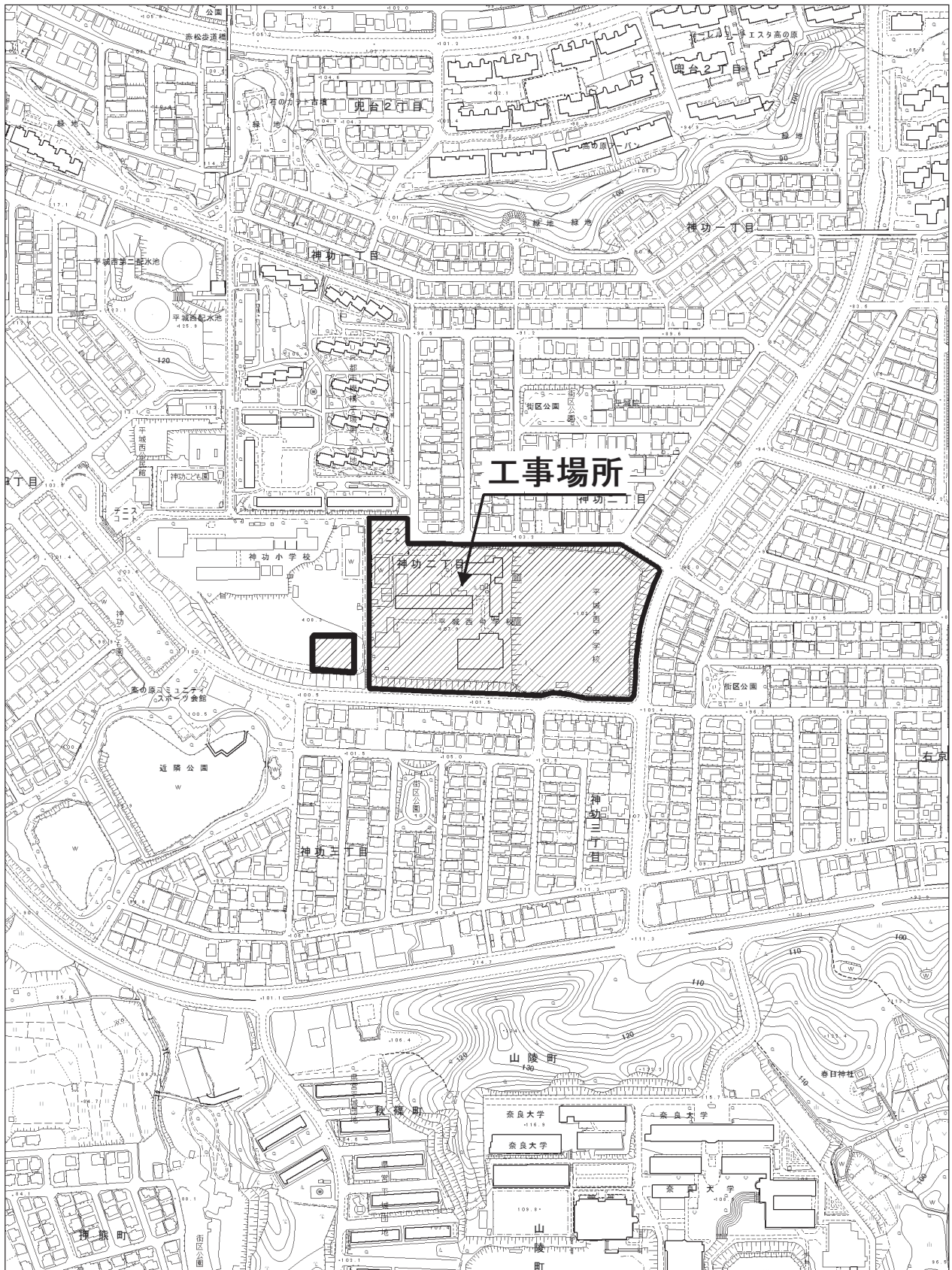
(4) 機械設備工事 一式

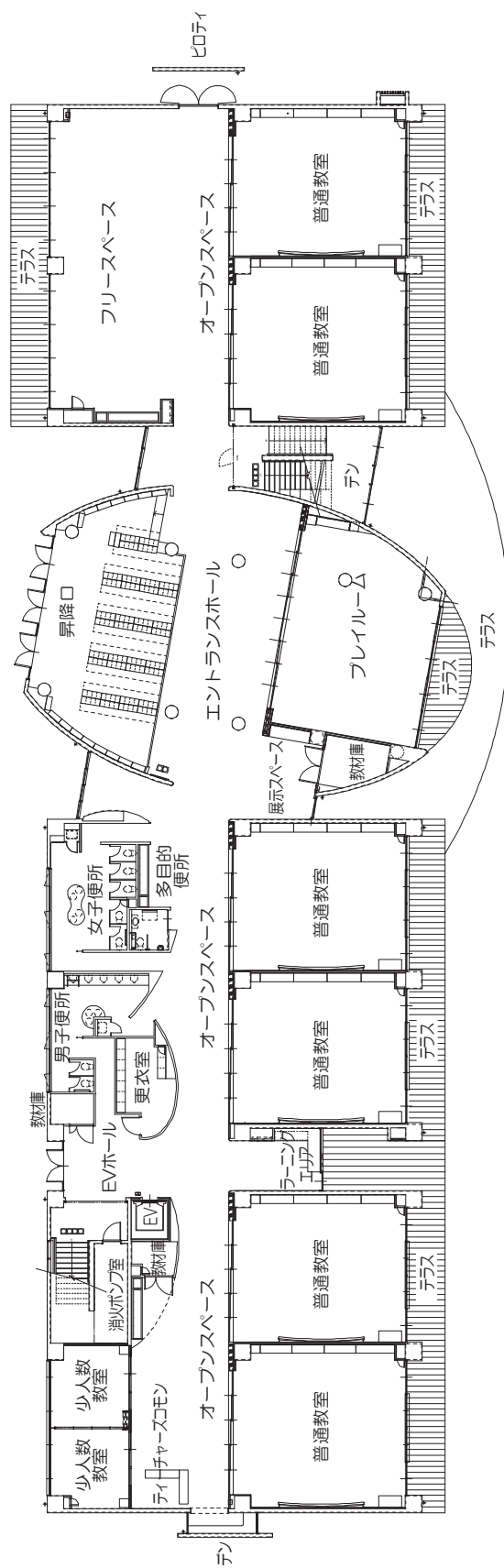
(5) 昇降機設備工事 一式

(6) 外構工事 一式

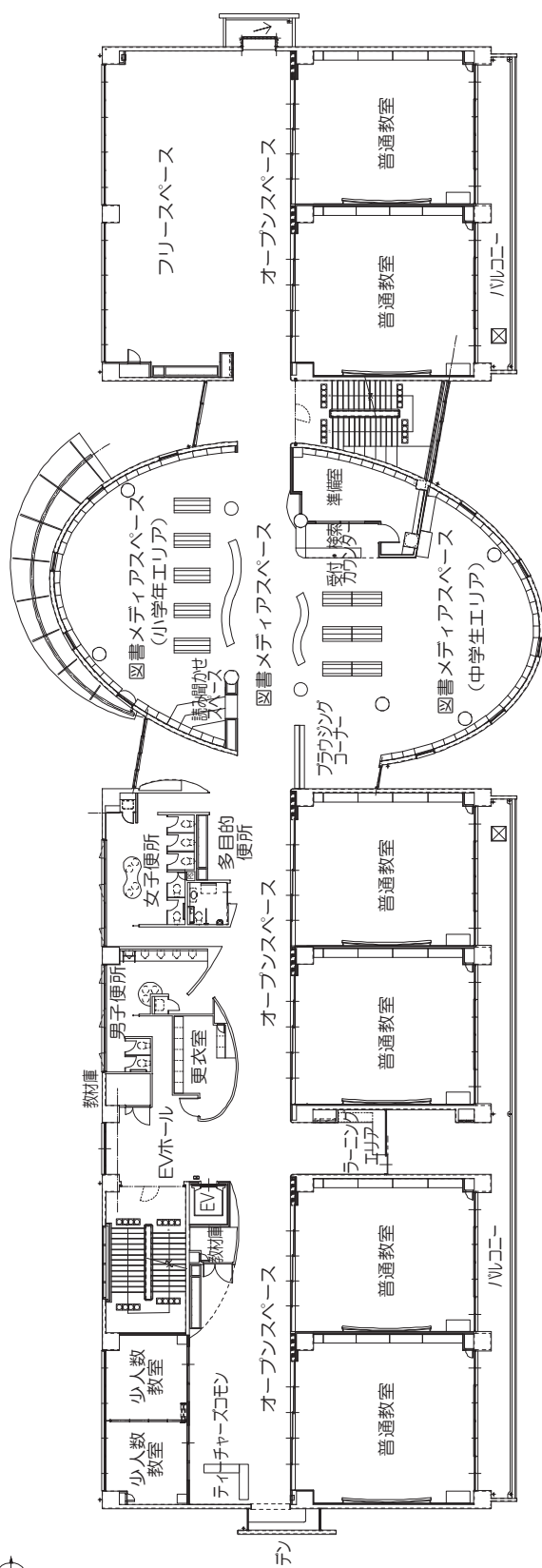
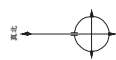
3. 工 期 契約の日から令和3年3月31日まで

位置図

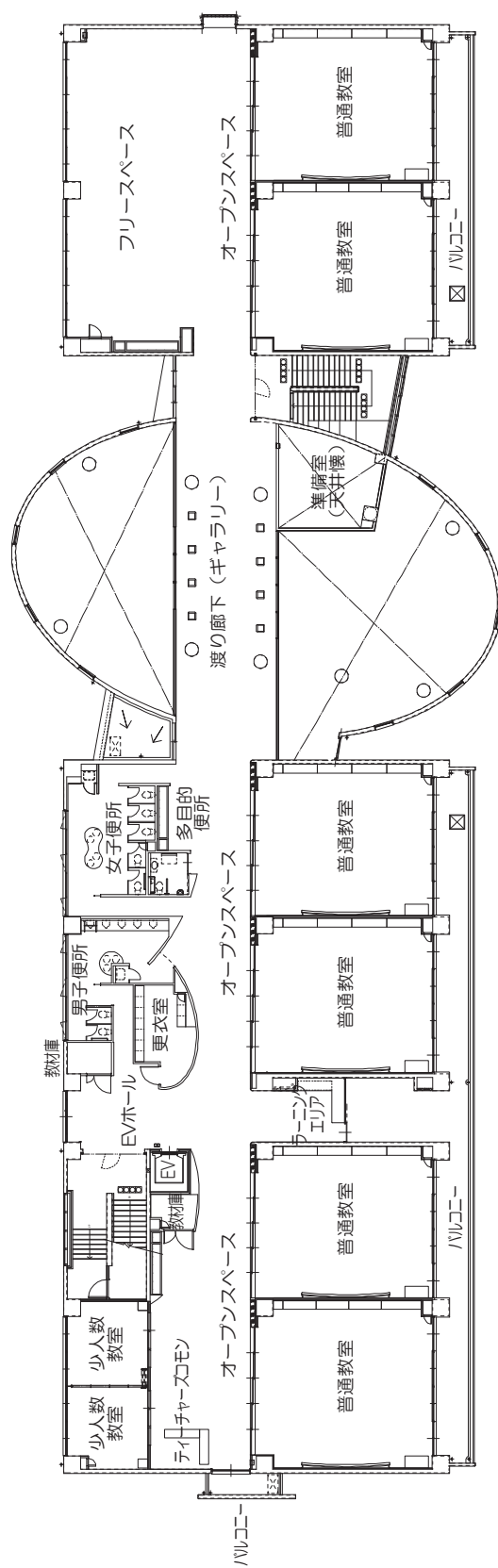




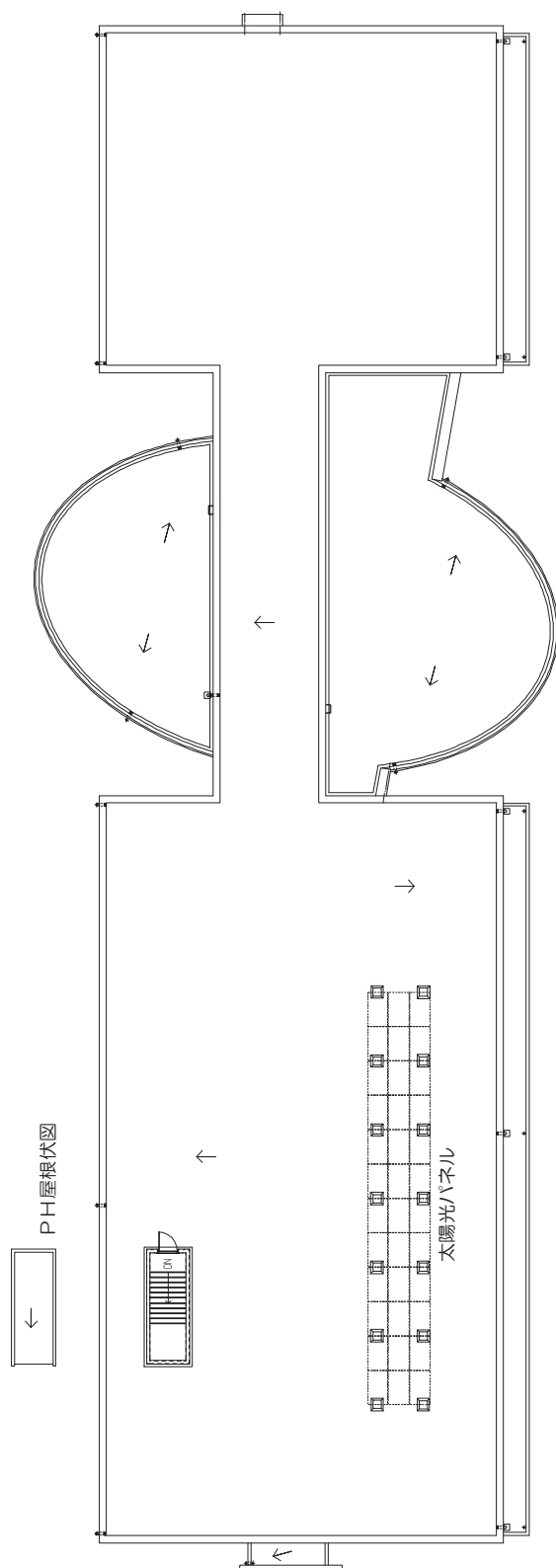
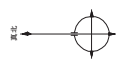
增築校舍 1 階平面圖



増築校舎 2階平面図

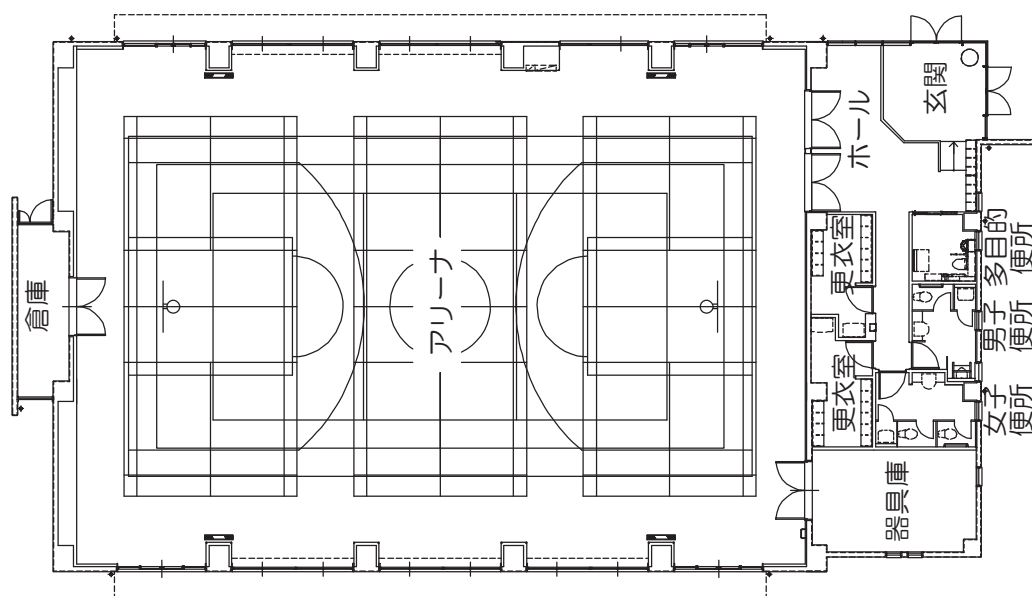
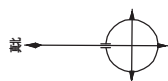


增築校舍 3階平面図

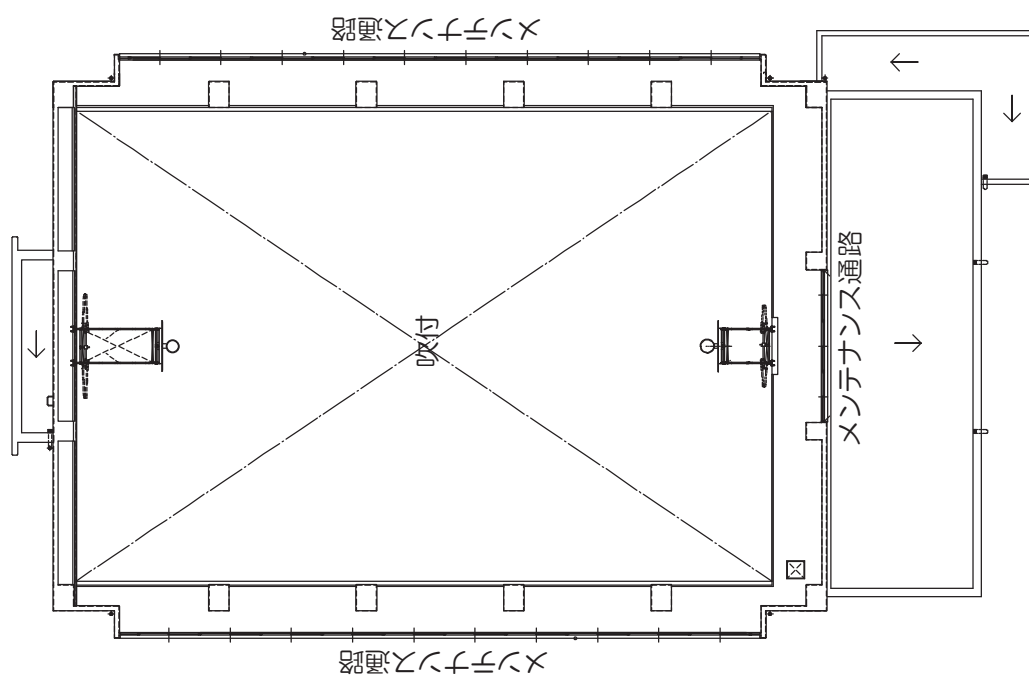


PH屋根伏図

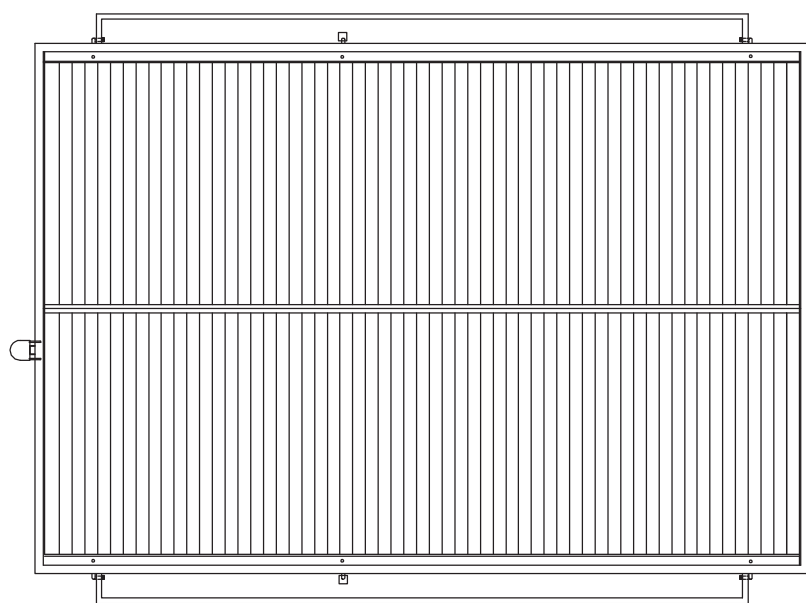
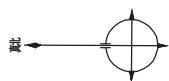
増築校舎 屋根伏図



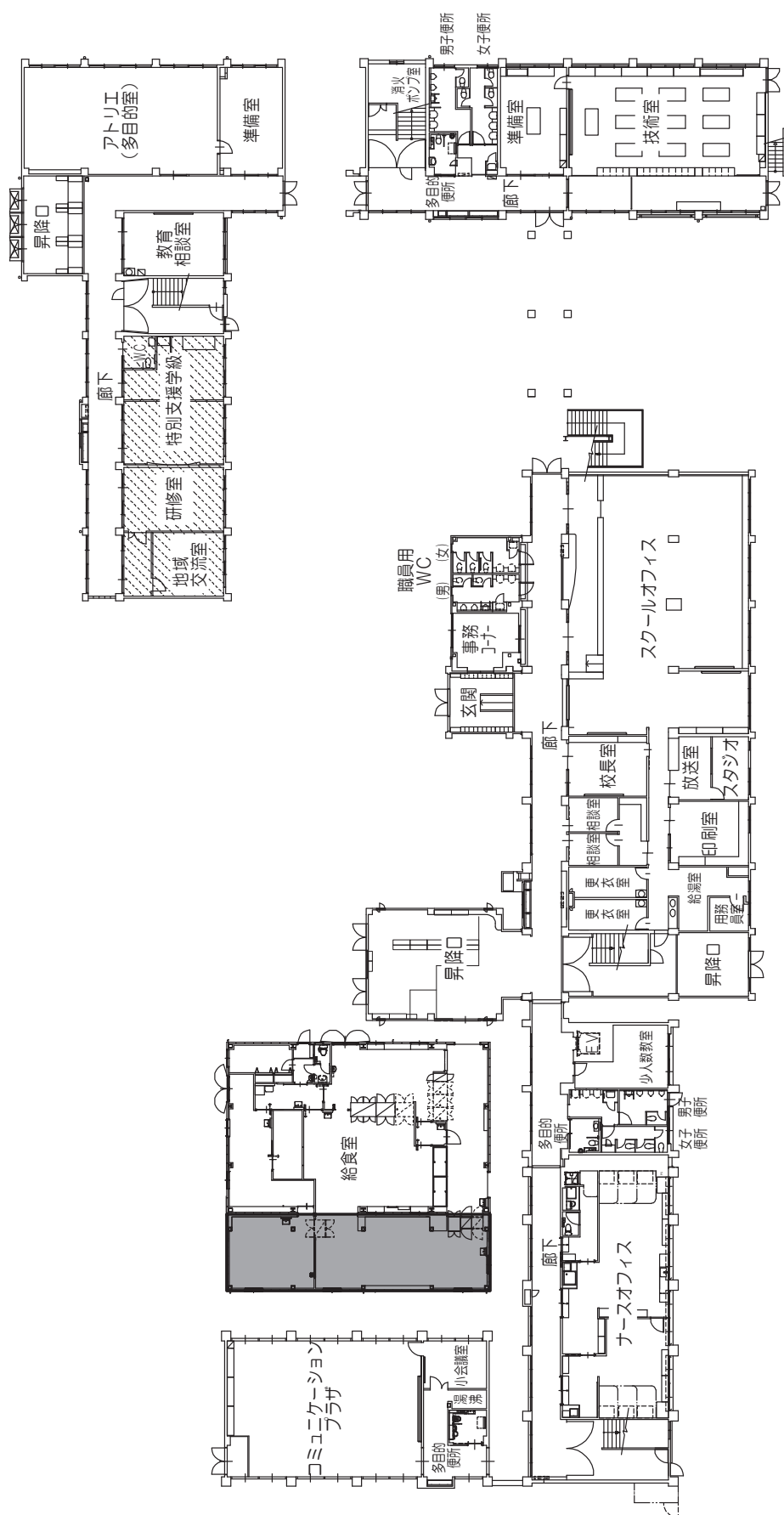
増築屋内運動場 1 階 平面図



増築屋内運動場 2階 平面図



増築屋内運動場 屋根伏図

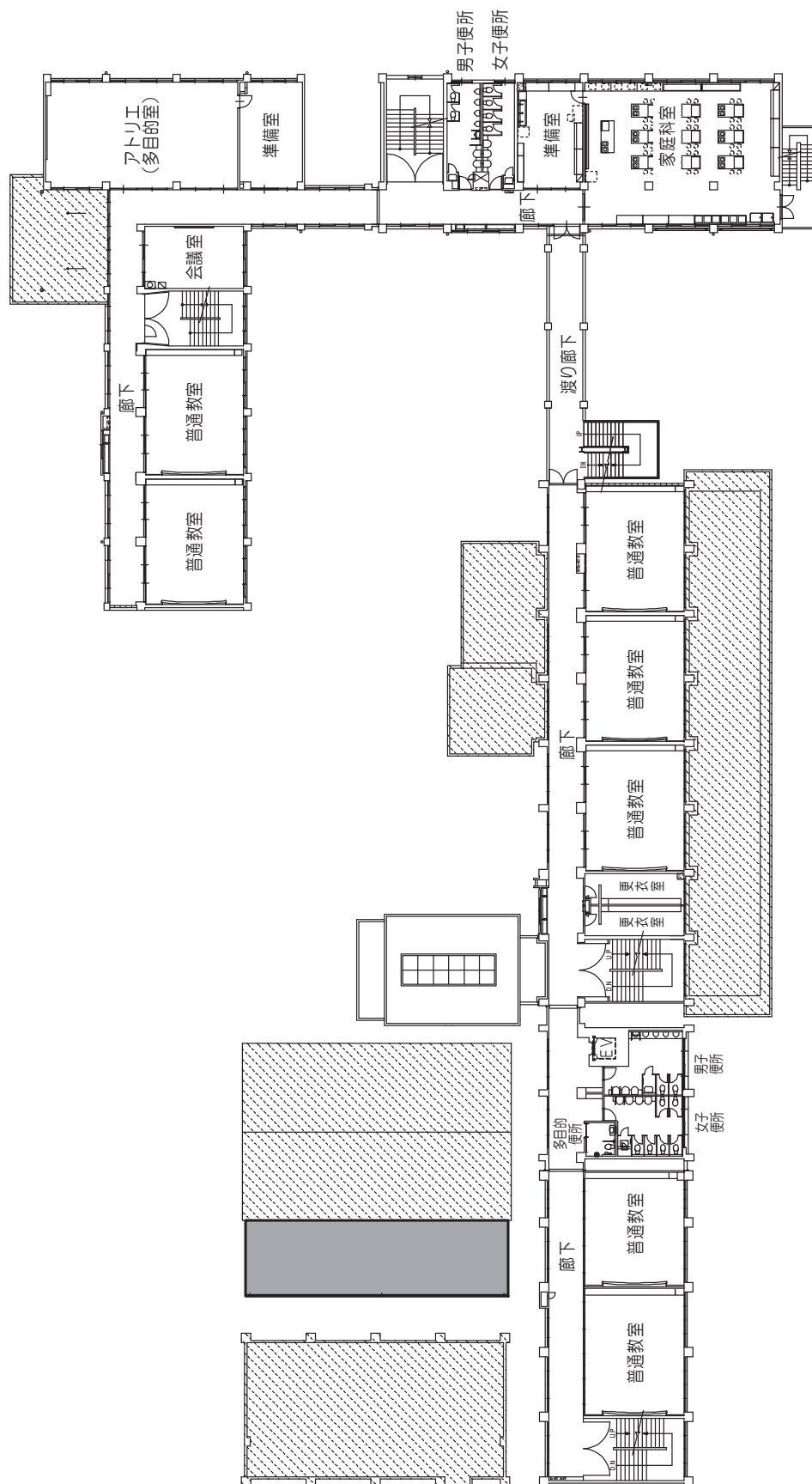


— 凡 例 —

改修対象外を示す

給食室増築範囲を示す

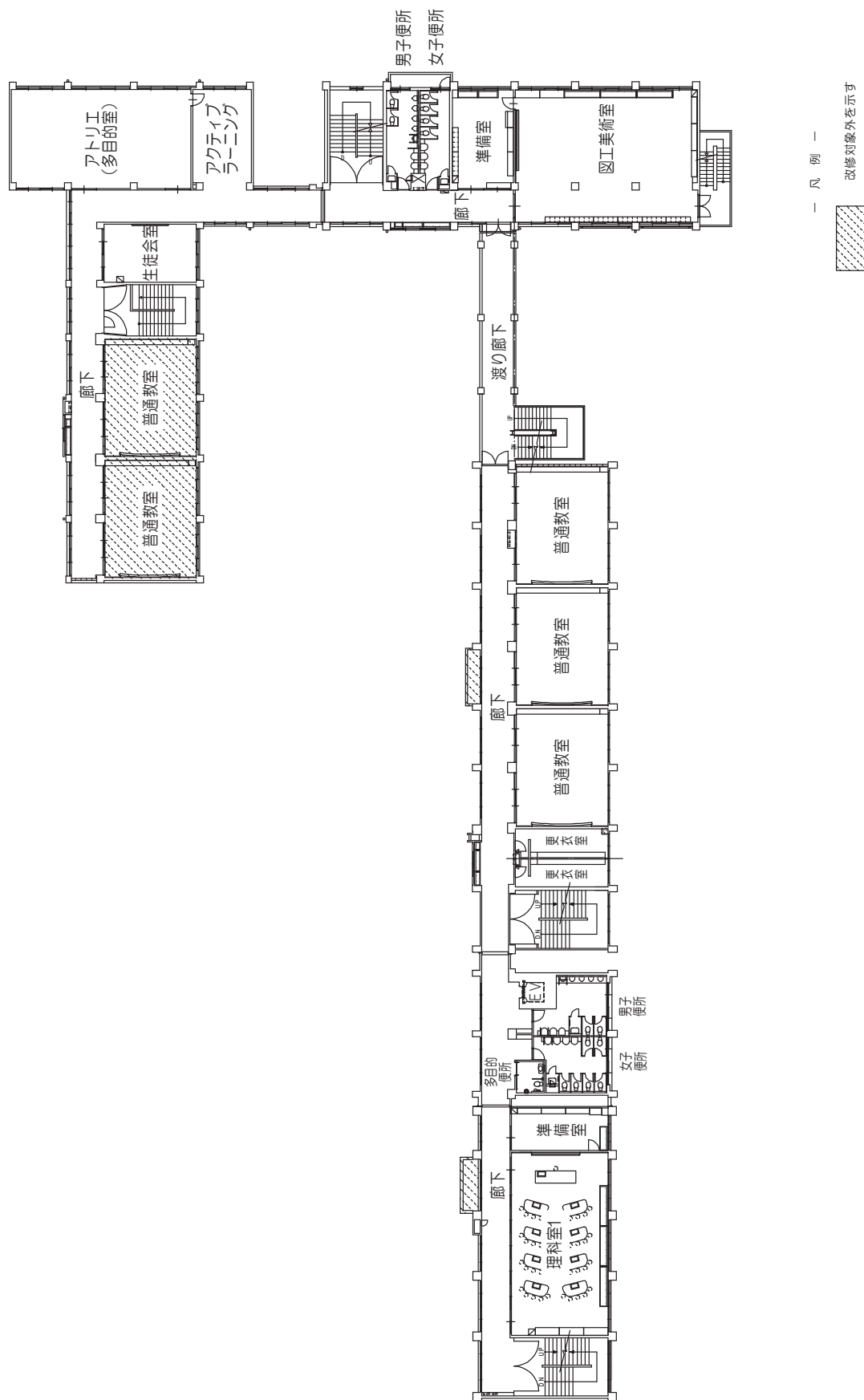
給食室増築・校舎改修後 1 階平面図



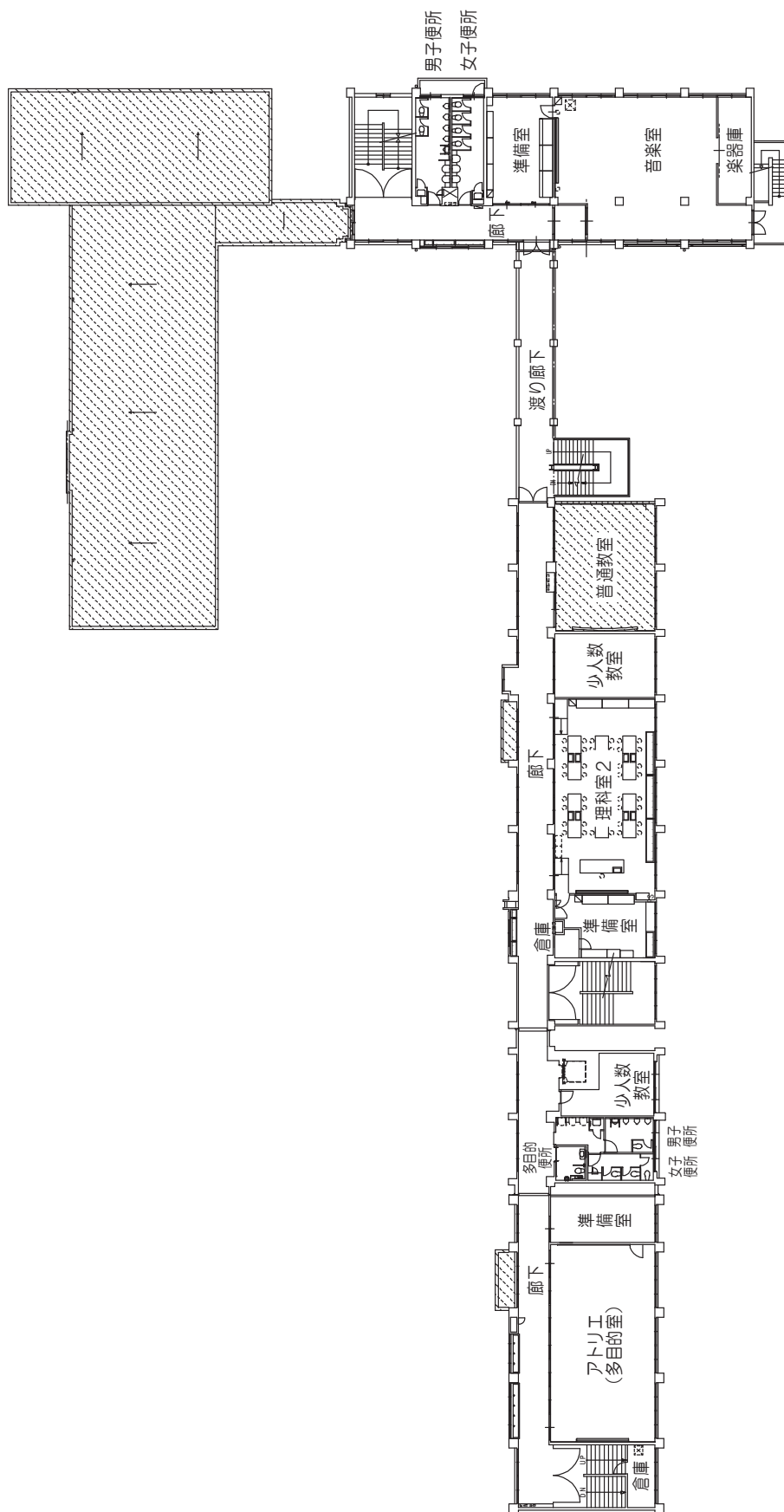
改修対象外を示す

給食室増築範囲を示す

給食室増築・校舎改修後 2階平面図



校舎改修後 3階平面図



— 凡 例 —
 改修対象外を示す

校舎改修後 4階平面図

工事請負契約の締結について

J R 奈良駅南特定土地地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 J R 奈良駅南特定土地地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 293,920,000円
- 4 契約の相手方 奈良市東紀寺町二丁目8番8号
J R 奈良駅南特定土地地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事
奈良県緑化土木・廣岡建設特定建設工事共同企業体
代表者 奈良県緑化土木協同組合
代表理事 野島 岩雄
廣岡建設株式会社
代表取締役 貫定 毅巳

J R 奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造及び 整備工事の概要

1. 工事場所 奈良市大森西町地内

2. 工事規模 工事延長 L = 8 4 . 4 m

雨水調整池築造工 一式

道路土工 一式

舗装工 一式

排水構造物工 一式

整地土工 一式

構造物取壊し工 一式

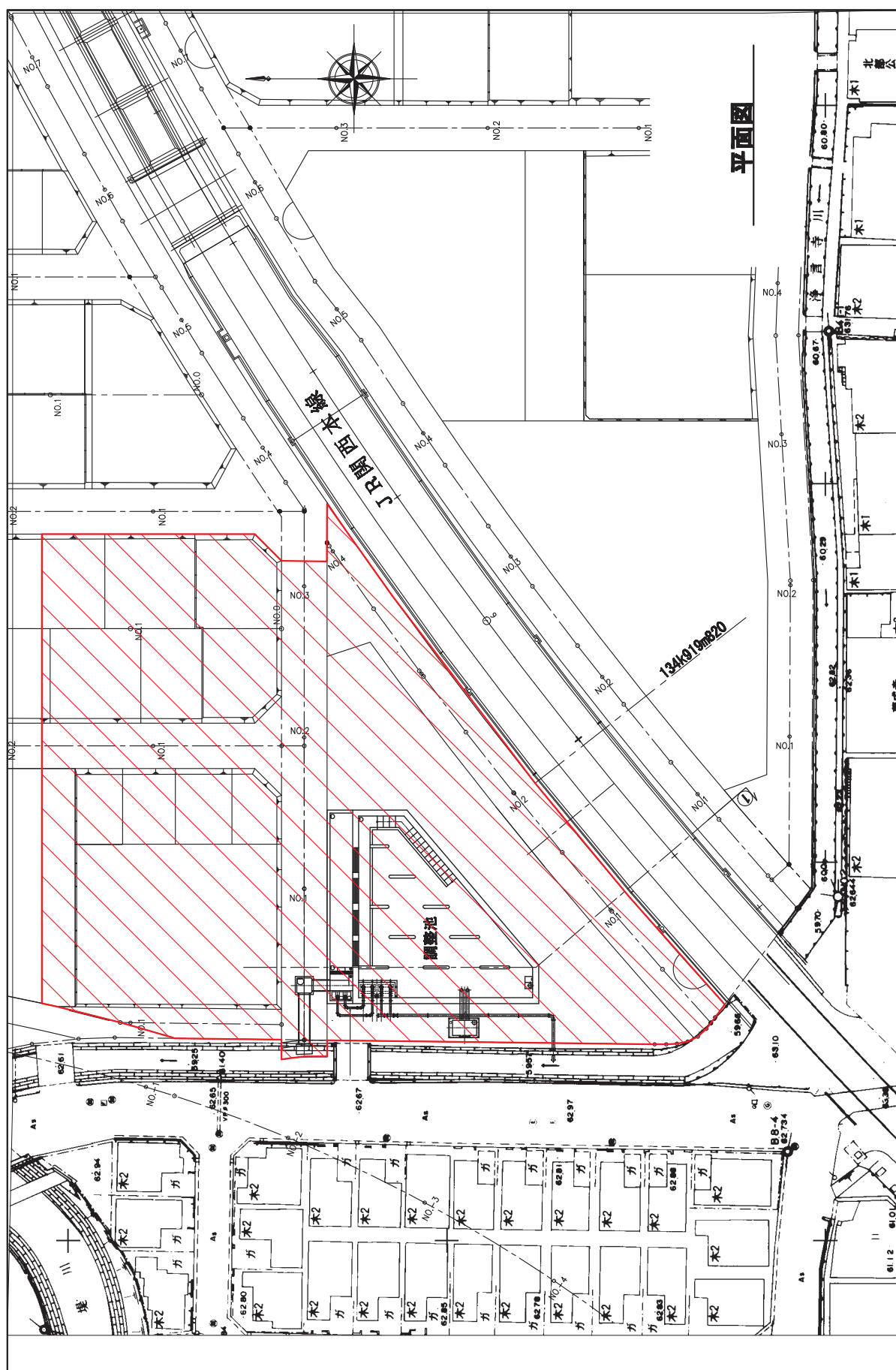
雨水管 一式

下水道 一式

上水道 一式

3. 工 期 契約の日から令和3年3月31日まで





人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

[REDACTED]

氏 名

さい どう きょう こ
西 塔 京 子

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 西 塔 京 子
生年月日 [Redacted]
現 住 所 [Redacted]

学 歴
[Redacted] [Redacted]

職 歴
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

[REDACTED]

氏 名

み たに せい いち
三 谷 誠 一

[REDACTED]

履 歷 書

氏 名 三 谷 誠 一

生年月日

現住所

學 歷

████████████████████

████████████████████

歷 職

████████████████████

████████████████████

████████████████████

████████████████████

████████████████████

████████████████████

████████████████████

114

5

████████████████████

© 2006 The Authors

██████████

████████████████████

████████████████████

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和2年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住所

氏 名 ^{みや}宮 ^く久 ^ほ保 ひ と み

履 歴 書

氏 名 宮 久 保 ひ と み
生年月日 [REDACTED]
現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

